

令和 3 年 3 月 11 日
環境清掃部清掃リサイクル課
環境清掃部江東区清掃事務所

江東区災害廃棄物処理計画の策定について

1 災害廃棄物処理計画策定にあたって

国は、平成 23 年 3 月の東日本大震災への対応を踏まえ「災害廃棄物対策指針」（平成 26 年 3 月）を策定し、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）及び「災害対策基本法」の一部改正（平成 27 年 7 月）、「廃棄物処理法」の基本方針への災害廃棄物対策事項の追加等を行った。また、平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害や平成 28 年の熊本地震等の教訓をもとに、「災害廃棄物対策指針」の改定も行っている。

東京都は、これらの動きを受け「東京都災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 6 月）を策定している。

特別区は、「特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン」（平成 27 年 3 月）を策定し、特別区、清掃一部事務組合、清掃協議会及び東京都の連携について整理している。

本区の災害廃棄物処理計画は、これらの国・都・特別区の計画・指針等を踏まえ、江東区地域防災計画との整合性を図り、策定する。

また、策定にあたっては、30 年以内の発生確率が 70%とされる首都直下地震対策に加え、近年日本各地で多発する大規模水害発生時の対応など、本区における大規模災害の想定を踏まえて策定する。

2 策定体制

災害廃棄物処理においては、廃棄物処理を担当する清掃リサイクル課及び江東区清掃事務所と、総合調整を図る防災部門、一時的な廃棄物仮置場となる公園管理者、道路上の障害物除去等を行う道路管理者等との関係部門間での綿密な連携が必要となるため、計画策定にあたっては庁内関係部門による検討会にて検討を行い、環境審議会への報告、パブリックコメントを経て策定する。

3 策定スケジュール

令和 3 年 4～10 月	検討会における検討
令和 3 年 12 月	パブリックコメントを実施
令和 4 年 3 月	江東区災害廃棄物処理計画を策定